

4 - (3) 金利改定時の利率の適用ルール（認定農業者向け農業近代化資金）

金利改定により、都道府県の利子補給承認日と貸付実行日の2時点において、農業近代化資金の貸付利率（以下「貸付利率」という。）、特例金利（＝利子助成後利率）及び利子助成率に変動があった場合の通常助成分に係る利率の適用は、次のような取扱いになります。

- ① 貸付利率が引き下げられた場合は、引下げ後の（貸付実行日の）貸付利率を適用し、これに応じた特例金利、利子助成率を適用する。
- ② 貸付利率が引き上げられた場合及び貸付利率が同率で特例金利が改定された場合は、特例金利が低い方を適用し、これに応じた貸付利率及び利子助成率を適用する。
- ③ クイック融資で利子補給承認日以前に貸付実行がなされた場合は①、②にかかわらず、貸付実行日の金利を適用する。

貸付利率が承認時から実行時に	特例金利が承認時から実行時に	タイプ	適用時	時点	貸付利率	特例金利	利子助成率
低下	上昇	A		承認時	1.60	1.20	0.40
			○	実行時	1.50	1.25	0.25
	不変	B		承認時	1.50	0.95	0.55
			○	実行時	1.30		0.35
	低下	C		承認時	1.00	0.75	0.25
			○	実行時	0.90	0.60	0.30
上昇	上昇	D	○	承認時	0.70	0.35	0.35
				実行時	1.20	0.70	0.50
	不変	E	○	承認時	1.40	0.85	0.55
				実行時	1.60		0.75
	低下	F		承認時	1.30	1.20	0.10
			○	実行時	1.60	1.05	0.55
不変	上昇	G	○	承認時	1.60	1.05	0.55
				実行時		1.20	0.40
	低下	H		承認時	0.70	0.45	0.25
			○	実行時		0.35	0.35

- (注) 1. 農林水産省（経営局金融調整課）が定めたルールです。
 2. 「承認時」は都道府県の利子補給承認時、「実行時」は融資機関の貸付実行時です。
 3. 表中の利率は例示であり、実際に適用されるものとは異なります。